~ 水銀使用製品の適正な処理についてのお願い ~

水銀体温計、水銀血圧計、気圧計、湿度計、廃乾電池・ボタン電池、蛍光管・蛍光灯、医療機器 (ガス滅菌器)などには水銀が含まれています。

これらの水銀使用製品は、不適正な廃棄や処理を行えば、大気や水、生物中の水銀濃度が高まり、地球環境や人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。

事業所等から排出される水銀使用製品については、産業廃棄物です。

<u>産業廃棄物</u>として適正に処理していただきますようお願いいたします。

エコクリーンピアはりまでは水銀使用製品の受入れはできません!

エコクリーンピアはりまでは水銀使用製品は処理不適物で受入れできません。 また、事業所などから排出される産業廃棄物も受入れできません。 水銀使用製品が焼却炉内に混入すると、焼却による排ガス中の 水銀濃度が上昇し、活性炭噴霧や焼却炉の緊急停止等の対策を講 じるも、場合によっては一時的に煙突から大気中に水銀が放出され てしまうことになります。

また、ごみ焼却炉を停止することで安定的な運転ができないため、 環境負荷や経済的負担の増大にもつながります。

水銀使用製品は受入不可

水銀使用製品の処理方法について

水銀使用製品(産業廃棄物)の処理及び収集運搬を委託す る場合は、水銀使用製品産業廃棄物の処理を事業範囲に含 む許可を有している業者に委託する必要があります。

産業廃棄物の処理及び収集運搬業者については、兵庫県 東播磨県民局地域振興室環境課、もしくは、(一社)兵庫県産 業資源循環協会にお問い合わせください。

- 兵庫県東播磨県民局地域振興室環境課
 ☎079-421-9130
- ●(一社)兵庫県産業資源循環協会
 ☎078-381-7464

水銀に関する水俣条約について

石炭利用などによる人為的な水銀排出 が、大気や水、生物中の水銀濃度を高めて いる状況を踏まえ、地球規模での水銀対 策の必要性が認識される中、「水銀及び水 銀化合物の人為的な排出から人の健康及 び環境を保護すること」を目的とした「水 銀に関する水俣条約が2013年10月に 採択され、日本では2017年8月16日に 発効されました。世界的に取り組むことに より、水銀の人為的な排出の削減を目指 しています。

※水銀使用製品の処理について、詳細は環境省ホームページ「水銀廃棄物ガイドライン」をご覧ください。

お問い合わせ先 高砂市エコクリーンピアはりま

ロワラー448-5260E-mail tact3420@city.takasago.lg.jp